

給水装置について

給水管については、水道法では市の水道施設として位置づけられていないため、個人等が市指定給水装置工事業者に発注し配水管の分岐部（下図のサドル付分水栓）以降の全ての使用材料費等を含め全額負担し施工されたものであるため、給水管はお客さまの財産になります。従って、この部分の新設、改造、修理、撤去は、お客様の負担で行っていただくこととなります。

給水装置標準横断面図（お客様の財産である給水装置：赤色部分）

